

一般財団法人松本市スポーツ協会  
松本市スポーツ少年団表彰及び感謝状贈呈規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会松本市スポーツ少年団設置規則第3条第10号に基づく、表彰及び感謝状の贈呈並びに他の表彰について推薦を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次の4種とする。

- (1) 育成功労表彰
- (2) 指導功労表彰
- (3) 単位団表彰
- (4) 精励賞

(表彰及び副賞)

第3条 表彰は、表彰状を該当する個人又は団体に授与してこれを行う。

2 表彰には、副賞として記念品を添えることができる。

(表彰対象者の資格)

第4条 表彰対象者は、単位団及び団員並びに関係者（協力者及び協力団体を含む。）とする。

(表彰の基準)

第5条 表彰基準は、別に定める「松本市スポーツ少年団表彰候補者推薦基準」による。

(表彰の手続き)

第6条 表彰は、毎年1回これを行う。

2 表彰対象者は、単位団長又は本部長が推薦し、常任委員会で決定する。

(感謝状への準用)

第7条 第3条から前条までの規程は、感謝状の贈呈についてこれを準用する。

(他の表彰への推薦)

第8条 長野県スポーツ少年団表彰及び一般財団法人松本市スポーツ協会表彰に該当する個人又は団体を推薦する。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

財団法人松本体育協会松本市スポーツ少年団表彰及び感謝状贈呈規程は廃止する。

附 則

この規程は、一般財団法人松本体育協会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。